

最近改正 令和3年6月25日例規（務）第80号

道路における各種イベント、祭礼、警衛・警護等の交通対策をより効率的かつ合理的に実施するため、この度、別記のとおり大阪府警察交通指導隊設置要綱を定め、平成5年4月1日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別記

大阪府警察交通指導隊設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、大阪府警察交通指導隊（以下「交通指導隊」という。）の設置、運用等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

大阪府警察に警察署（大阪水上、豊能及び関西空港の各警察署を除く。以下同じ。）の交通指導警察官をもって構成する交通指導隊を置く。

第3 任務

交通指導隊は、道路における各種イベント、祭礼、警衛・警護等の交通整理に当たるほか、交通部長が必要と認める交通警察活動に従事する。

第4 編成等

1 組織

- (1) 交通指導隊は、各方面区に1個小隊を置き、5個小隊で組織する。
- (2) 各小隊に4個又は5個の分隊を置く。
- (3) 小隊に小隊長を、分隊に分隊長を置く。
- (4) 小隊長には警部補の階級にある警察官を、分隊長には巡査部長の階級にある警察官をもって充てる。

2 編成

小隊及び分隊の警察署別の編成人員は、交通指導隊編成表（別表第1）のとおりとする。

第5 隊員の指定等

- 1 警察署長は、警察署別交通指導隊員指定表（別表第2）に基づき、交通指導隊員推薦・異動報告書（別記様式）により交通部長（交通総務課）に隊員を推薦するものとする。
- 2 交通部長は、前記1の推薦に基づき、所要の調整を行った後、隊員を指定する。
なお、隊員の指定を行ったときは、文書により警察署長に通知する。

第6 運用

1 招集

- (1) 交通部長は、交通指導隊を招集する必要があると認めた場合は、その全部又は一部を示達するところにより招集する。
- (2) 警察署長は、前記(1)の招集命令があったときは、前記第5の2により指定された隊員の中から、交通指導隊編成表に指定された人員を指名し、指定の日時及び場所に派遣しなければならない。

2 指揮

派遣された交通指導隊員は、派遣先警察署長の指揮を受けるものとする。

3 応援派遣要請

警察署長は、交通指導隊の応援を求める必要があるときは、次の事項を記載した文書により、交通部長（交通総務課）に交通指導隊の応援派遣を要請することができる。

- (1) 理由（事案の内容）
- (2) 日時及び場所
- (3) 任務
- (4) 必要人員
- (5) 要請所属の体制

(6) その他参考事項

第7 事件及び事故の引継ぎ等

交通指導隊員が派遣中に取り扱った事件及び事故は、派遣先警察署長に報告し、引き継ぐものとする。

第8 服装及び隊員輸送

- 1 隊員の服装は、原則として交通指導警察官の常装とする。
- 2 隊員の輸送に必要な車両は、分隊長の所属する警察署が差し出すものとする。ただし、これにより難しい場合は、その都度、交通部長が指定する。

第9 異動報告

警察署長は、隊員の指定を解除する必要がある場合は、代替者を選考し、交通指導隊員推薦・異動報告書により速やかに交通部長（交通総務課）に報告しなければならない。

第10 その他

隊員の指定は、履歴事項としないので身分関係書類には記載しないものとする。

別表第1

交通指導隊編成表

小隊	分隊	警察署	小隊長	分隊長	分隊員
第一小隊	第一分隊	大淀			1
		曾根崎	1		1
		天満		1	2
	第二分隊	都島			1
		旭			1
		城東			1
		鶴見			1
	第三分隊	福島			1
		此花			1
		西			1
		港			1
	第四分隊	東			3
		南			3
第二小隊	第一分隊	大正			1
		天王寺		1	1
		浪速			2
	第二分隊	東成			1
		生野		1	1
		阿倍野			1
	第三分隊	住之江			1
		住吉			1
		西成			2
	第四分隊	東住吉			2
		平野	1	1	1
第三小隊	第一分隊	西淀川			1
		淀川		1	2
		豊中南			2
	第二分隊	東淀川			1
		摂津			1
		吹田	1	1	1
	第三分隊	高槻		1	2

第四小隊	第四分隊	茨木			2
		箕面			1
		池田			1
		豊中		1	2
	第一分隊	羽曳野			1
		富田林			1
		松原		1	
	第二分隊	枚岡			1
		八尾	1	1	1
		柏原			1
	第三分隊	河内		1	1
		布施		1	2
	第四分隊	枚方		1	1
		交野			1
		寝屋川		1	1
	第五分隊	四條畷		1	1
門真				2	
守口				2	
第五小隊	第一分隊	堺		1	2
		北堺			1
		黒山			1
	第二分隊	西堺	1		1
		中堺		1	
		南堺			1
		高石			1
		河内長野			1
	第三分隊	泉大津			1
		和泉			2
		岸和田		1	1
	第四分隊	貝塚			1
		泉佐野		1	1
泉南				1	

別表第2

警察署別交通指導隊員指定表

警察署	警部補	巡查部長	巡查長又は巡查
大淀			2
曾根崎	2		2
天満		2	4
都島			2
旭			2
城東		2	2
鶴見			2
福島			2
此花			2
西		2	2
港			2

東			6
南		2	6
大正			2
天王寺		2	2
浪速			4
東成			2
生野		2	2
阿倍野			2
住之江		2	2
住吉			2
西成			4
東住吉			4
平野	2	2	2
西淀川			2
淀川		2	4
豊中南			4
東淀川		2	2
摂津			2
吹田	2	2	2
高槻		2	4
茨木			4
箕面			2
池田			2
豊中		2	4
羽曳野			2
富田林			2
松原		2	
枚岡			2
八尾	2	2	2
柏原			2
河内		2	2
布施		2	4
枚方		2	2
交野			2
寝屋川		2	2
四條畷		2	2
門真			4
守口			4
堺		2	4
北堺			2
黒山			2
西堺	2		2
中堺		2	
南堺			2
高石			2
河内長野			2
泉大津			2

和泉			4
岸和田		2	2
貝塚			2
泉佐野		2	2
泉南			2